

●流山市風しん予防接種費用助成事業

1. 目的

風しんの流行状況に鑑み、緊急対策として先天性風しん症候群の発症防止を目的とした風しん予防接種（任意接種）の費用助成を行う。

この助成事業は予防接種費用助成を実施することで、感染の拡大を未然に防ぎ、妊婦が安心・安全な出産を迎えられるようにするものである。

2. 対象者

接種日に 18 歳以上の流山市民のうち次に該当する人

- (1) 妊娠を希望する女性
- (2) 妊娠を希望する女性の夫
- (3) 妊婦の夫

- (4) (1) から (3) の人と同居する家族および近親者

※ただし、既に風しんに罹患したことが明らかな者、MR（麻しん風しん混合）及び風しん単独 2 回接種済みの者、会社や健康保険組合等で接種の機会がある者は除く。

3. 実施期間

- ・ 平成 25 年 4 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までの接種
- ・ 償還手続きの受付：平成 25 年 5 月 13 日から平成 26 年 3 月 31 日

4. 実施方法

償還払い制度

（平成 25 年 4 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までの接種者で平成 26 年 3 月 31 日までの申請者に対して、一人 1 回の助成とする。）

5. 助成金額

種 類	助成上限額
MR（麻しん風しん混合）	5,000 円
風しん単独	3,000 円

※生活保護世帯は全額無料とする。

6. 接種方法

平成 25 年 4 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までに、医療機関
(市外・県外も可) で接種後、申請書等必要書類を記入し、領収書・接種
済書などで申請する。

7. 申請受付場所

健康増進課 (流山市保健センター) 窓口 (郵送でも可)

8. 市民への広報・PR方法

- ・ 広報掲載：平成 25 年 5 月 11 日号
- ・ ホームページ掲載
- ・ 医療機関等でのポスター掲示